

問 3-1 貸付債権 1 件 1 件について、百万円単位で計上し、集計を行うのか。
それとも、貸付債権 1 件 1 件については一円単位で計上し、集計値を百万円
単位で別表中の各欄に記載するのか。(下線部を追加)

(答)

貸付債権 1 件 1 件についてはあくまで一円単位 (ただし、システム上千円
単位で計上しているなど、一円単位で計上することが困難である合理的理由
がある場合は、千円単位も可) で計上し、集計値を百万円単位で別表中の各
欄に記載することとなります。

例えば、A 貸付債権 : 40 万円、B 貸付債権 : 50 万円、C 貸付債権 : 60 万円
について貸付けの条件の変更等を行う場合には、計上する数値は、A ~ C 貸
付債権の集計値 150 万円を百万円単位 (当該単位未満の端数は切捨て) とし
た、100 万円となります。

問 7-2 別表 1 ~ 4 における「信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨
の判断を示した貸付債権の額」の欄には、どのように計上するのか。

(答)

「信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の
額」の欄には、条件変更対応保証を申し込んだ貸付債権の金額ではなく、信用
保証協会が条件変更対応保証を応諾した貸付債権の金額を計上することとな
ります。

例えば、100 万円の貸付債権について条件変更対応保証を申し込み、信
用保証協会が応諾判断を示したのがその一部の 90 万円である場合には、9
0 万円を計上することとなります。

問 8-4 債務者から貸付けの条件の変更等に係る相談を受けたものの、その後、
連絡が取れなくなったケースについては、「申込み」に計上するのか。

(答)

債務者から貸付けの条件の変更等に係る相談を受けたものの、相談の場
では債務者が申込みの意思を明示せず、その後、債務者と連絡が取れなくな
ったケースについては、「申込み」には該当しません。

問 9-5 「申込み日から 3 月を経過した日又は貸付債権の支払期日のいずれか
遅い日」には間に合わなかったものの、その後の最初の約定返済日までは
実行していた場合、「実行」「謝絶」いずれに計上することとなるのか。

(答)

貸付けの条件の変更等を実行することについて、「申込み日から 3 月を経過

した日又は貸付債権の支払期日のいずれか遅い日」までに合意（債務者に実行意思を伝え、当該合意に法的拘束力が生じることが必要。）に至っていれば、当該日以降の最初の約定返済日において「実行」に計上することとなります（それまでの間は「審査中」に計上します）。

例えば、支払期日が毎月 26 日に設定されている貸付債権について、1 月 15 日に貸付けの条件の変更等の申込みを受け、4 月 1 日に合意に至り、4 月 26 日にこれを実行したとします。この場合、「申込み日から 3 月を経過した日（4 月 15 日）又は貸付債権の支払期日（1 月 26 日）のいずれか遅い日（＝4 月 15 日）」までに合意に至っているため、その後の最初の約定返済日である 4 月 26 日に「実行」に計上します。

問 15-4 府令別紙様式第 2 号別表 5、6、9 及び 10 における「貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額」について、一円単位で記載するのか、それとも、別表 1～4、7 及び 8 と同様に百万円単位で記載するのか。（下線部を追加）

（答）

府令別紙様式第 2 号別表 5、6、9 及び 10 における「貸付けの条件の変更等の対象となる貸付債権の額」については、一円単位（ただし、システム上千円単位で計上しているなど、一円単位で計上することが困難である合理的理由がある場合は、千円単位も可）で記載することが求められます。